

厚生保健委員会

こども家庭部子育て支援課

児童手当支給事業に係る予算流用について

1 概要

児童手当について、2 月定期払いの不足分を流用により事業執行するもの。

2 背景

- ・ 令和 6 年 10 月 1 日施行の児童手当法改正により所得制限の撤廃、支給対象を高校生世代（18 歳に達する日以後の 3 月 31 日）まで延長、第 3 子以降の支給額を月額 3 万円に増額が定められた。
- ・ 法改正に伴う対象者の増加を見込んでいたが、当初の見込よりも支給対象児童数の増加が見込まれることから 2 月定期払いにおいて予算が不足する見込み。

3 事業内容

支給対象者に対し、児童手当 2 月定期払い（12、1 月分）を次のとおり支給するもの。

（1）支給対象児童数 延べ約 219,000 人

（2）支 給 額 支給対象児童 3 歳児未満 15,000 円／月
3 歳児以上～高校生世代 10,000 円／月
※第 3 子以降はいずれも 30,000 円／月

（3）支 給 日 令和 7 年 2 月 14 日

（4）事 業 費 2,817,145 千円

4 事業執行

- ・ 事業費 2,817,145 千円のうち、不足する 46,545 千円を流用により確保し、支給に対応するもの。

（流用内訳）

区分	大事業	中事業	節	細節	流用額 (千円)
流用元	ひとり親家庭等支援事業	児童扶養手当支給事業	19 扶助費	01 扶助費	△46,545
流用先	家庭福祉支援事業	児童手当支給事業	19 扶助費	01 扶助費	46,545

- ・ 令和 7 年 2 月市議会に提案予定の補正予算により流用戻しを行う。